平成２８年（フ）第５０号
茨城県鹿嶋市大字鉢形1385番地24（パレス鉢形106）
債務者　箕輪　秀己（旧姓竹中・佐藤・綾部）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第５２号
茨城県鹿嶋市大字和885番地29
債務者　増田　勝二
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第５６号
茨城県神栖市平泉2137番地89　オーパスⅡ201
債務者　西川　香織
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１５１号
新潟県燕市吉田東町14番２号　ヌーベル201号、前住所新潟県長岡市寺泊小屋場8783番地33
債務者　阿部恵美子（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０号
新潟市南区味方571番地
債務者　玉木　友親
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３２号
新潟市西蒲区稲島2014番地
債務者　白崎　トヤ
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３３号
新潟市西蒲区稲島2014番地
債務者　白崎　一樹
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
新潟市中央区山二ツ２丁目15番17号
債務者　山崎　信二
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
長野県諏訪市大字湖南1501番地
債務者　後藤　豊子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６２号
長野県諏訪市大字湖南1501番地
債務者　後藤　本明
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７２４号
名古屋市南区内田橋２丁目13番14号
債務者　加藤　里奈
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８５号
愛知県知多市日長字山之腰64番地の１
債務者　早川　泰広
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９７号
名古屋市中川区東起町４丁目４番地の６
債務者　大月　義勝
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０号
三重県鈴鹿市算所１丁目５番20号　ＳＵＮＦＲＥＡ　Ｃ棟201号室
債務者　宮路　艶子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５号
三重県尾鷲市林町６－９、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町中里429番地33
債務者　鈴木　　元
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第２７１号
兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目14番11号　第１弁天荘７
債務者　御栗　道敏
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８６号
兵庫県加古川市加古川町溝之口218番地の14、従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田301番地の６
債務者　辻本　博樹
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部